

「清末度支部金銀庫の収支に対する一考察」

土居智典

はじめに

清朝の末期における、中央から各省に対する財政掌握の変化についての研究は、ほぼ同時代的なものから、現在に至るまで、不断に継続されてきたといつてよいだろう¹⁾。清朝の国家的統合や、その崩壊要因を知るためには、中央の財政掌握力の在り方を十分に理解せねばならないが、そういった意味でも、清末財政史研究はこれまでに大いに成果を挙げているといえる。これまでに描き出されてきた清末の国家財政像は、かなり確固とした像を結んでおり、最早これ以上研究を重ねる必要がないと思えるほどである。どれも太平天国の乱を契機とした、中央の各省に対する財政掌握力の低下と、それが清朝崩壊の一因となったことを、直接ないしは間接的に指摘しており、このような見方に、大枠では間違いはないと思われる。

しかしこれまでの研究は、太平天国時期から 19 世紀末までの時期に集中し、1901 年以降の光緒新政、および 1906 年以降の預備立憲時期の考察は、ほとんど顧みられてこなかった。光緒新政以降の研究は数も少なく、各省の督撫が推進した財政改革を、中央の財源確保に対する阻害要因と見なして、中央による改革の失敗例のみを列挙することに終始してしまっている(梁義群, 1990; 趙学軍, 1998)。近年の劉増合氏による阿片流通税の角度からの光緒新政時期財政の研究は、非常に詳細かつ緻密なものであるが(劉増合, 2005)、この時期の財政史研究が 19 世紀後半の研究に比べて、相対的に手薄であるという状況を打開するには更に相当の研究の積み重ねが必要であると思われる。

ともかくも、太平天国以後の中央の財政掌握力低下は、21 世紀に入ってから一直接線的な下り坂を経て、崩壊に至るといったイメージが否定しがたいものとして受け入れられていることは間違いない。しかし、省財政形成は中央の財源確保には貢献しないのかといった

¹⁾清末の中央から各省に対する財政掌握力を扱った研究は、国内外も含めると枚挙にいとまがない。同時代的なものとしては『清国行政法』から、他にも代表的なものとして彭雨新(1947)・何烈(1981)・劉克祥(1981)・魏光奇(1986)・張神根(1996)・陳鋒(1997)。今世紀に入ってから、岩井茂樹(2004)などがある。

素朴な疑問への答えを見出さなければ、単純一直線的な崩壊論を受け入れることはできない。また、中央から地方に対する財政掌握は困難になったものの、中央は財政収支額を正確に把握できない上で、容赦ない送金割り当て（攤派）を課したという指摘もある。例えば彭雨新氏は、中央から地方に対する解款協款の割り当ては、日清戦争以前で一千万両程度であったものが、日清戦争後には五千万両、宣統年間には六千万両に膨れ上がったとしている（彭雨新，1947）。事実上の省財政の増大と並行する形で、中央に吸い上げられる銀両も増加するということを、どのように理解すればよいのだろうか。少なくとも、単純一直線的な崩壊論を光緒新政以降の時期に演繹するには無理があると思われる。

ここで興味深い指摘を行っているのが黒田明伸氏である（黒田明伸，1994）。氏は主に湖北省の湖広総督張之洞の諸改革を事例に、開港場財政などと結びつけた省財政は、各省独立という形での辛亥革命を必然化させたとしている。しかし一方で、光緒新政以後、各省に対する中央の統制は強くなり、ついには省財政の運用に対し、戸部などを中心とした「財政保守主義」が勝利したとされている。さらに1906年には、遂に湖北省の財政は赤字に転じさせられたという。戸部財政の勝利と清朝の崩壊とがどう関連づけられるかについては、なお不明な部分が残されている。もちろん戸部財政が完全に勝利して、強固な中央財政が現出したとは思わないので、中央による無理な集権財政政策が、かえって清朝崩壊を早めたといったことなどが推測される。しかし、それはあくまで推測の域を出ないし、更なる実証を必要とする。清朝の統一財政の維持がどのように推移したかという問題関心からいうなら、光緒末年戸部財政の勝利後の、宣統年間時期まで含めた、中央と地方の財政調整の問題には、まだ十分に検討すべき課題が残されている。

宣統年間には、資政院・諮議局による予算審議も開始され、中央と地方の財政調整を考える際に無視できない要素となってくるが、これもほぼ手つかずの研究課題として残されている。基本的に戸部と督撫だけを取り扱えば事足りた中央と各省間の財政調整問題に、新たに議会という軸が加わり、更に複雑な様相を呈してくる。このように光緒新政以降の中央・地方の財政調整については、実は様々の問題が山積みされているといっても過言ではない。

しかし、一度に清理財政や予算審議を取り扱うことは容易ではない。そこで本論では、そのような問題を意識しつつもひとまず置き、中央の財政掌握力の指標の1つとして、度支部金銀庫（戸部銀庫）が現実にとどの程度の銀両を、どのような形態で保有していたかを考察し、光緒新政以降の財政問題を扱う足がかりを得ようと思う。もちろん、度支部金銀庫の貯銀のみを見ることで、度支部の財政掌握力を判断することはできないが、各省から送られてくる銀両が、ここに集積されることは、清末においても原則的に変わりはなく、重要な指標の1つであることは否定できないだろう。清朝財政が窮乏していたといっても、度支部は具体的に手元にどの程度の銀両を保有していたのか、また窮乏の直接原因となる銀両の減少がどの時点でおこったのかということを知らなければ、諸問題を考察する前提

そのものが成立しえなくなる可能性がある。

さて、戸部銀庫の貯銀量に問題をしぼると、岸本美緒氏による清初から光緒 34 年までの戸部銀庫銀両の統計的考察は、極めて有用な先行研究であるといえる（岸本美緒，1997）。しかし、氏は宣統年間の度支部金銀庫については触れていない。そこで本論は、光緒末年までの戸部（度支部）銀庫の保有銀量については、氏の成果にある程度依拠しつつも、宣統年間の様子については、官報などを用いて更に詳しい考察を加える。

I 戸部銀庫・度支部金銀庫について

清代においては、全国で集められる税収は、徴税を行った省で支出される分を除いては、全て戸部の指示にもとづいて、中央の度支部金銀庫（戸部銀庫）に送られるか（京餉）、税収の少ない省に送られることになっていた（協餉）。この省に残された部分を存留、省外に送られる部分を起解というが、どちらも戸部による指示、もしくは前例にもとづいて送金・支出が決定され、国家税と地方税の区分は存在せず、一体性財政とでもいうべき国家財政形態がとられていた。もちろん支出の予定されている存留のみでは、緊急の事態に対応できないこともあるため、雍正年間からは酌留分儲備用銀が各省に留め置かれることになった（『会典事例』，vol. 171）。しかし、酌留分儲備用銀は多い省でも上限が 30 万両程度で、すぐに支出されない銀両は原則として全て中央の度支部金銀庫（戸部銀庫）に集められた。

存留・酌留分儲備用銀・協餉も総計では大きな部分を占めるため、度支部金銀庫（戸部銀庫）の収支を観察しただけで清朝の財政掌握力の全てを理解したことにはならない。しかし度支部金銀庫（戸部銀庫）の涸渇は、清朝全体の財政に余裕が無くなっていることを意味するし、重要な指標であることは間違いない。

更に度支部金銀庫（戸部銀庫）をとりまくものとして、中央官庁である京師の各衙門間の財政権調整の問題がある。中央と地方の財政調整でいえば、地方の各省は窮乏する財政状況の中で、正規の正項以外の附加税や、新たな流通税などからの徴収部分を外銷として取り置いていた²⁾。なぜなら中央でも地方でも財源が不足していたので、そのようにして各行政機関で一定量の収入を取り置いておかなければ、行政の執行に支障をきたすからである。また、新たな行政業務が増えた場合、中央の戸部としても正項部分からの支出を避けるために、各省の「自籌」を黙認したため、外銷で扱われる収支部分は、宣統年間までに内銷の数倍にも膨れあがった。そのような財政処理の在り方に対しては、光緒末年から開始される預備立憲以後、根本的な是正を目指した動きが見られるようになる。預備立憲に伴って、議会による予算審議が不可避の課題となったが、内銷と外銷のような区別があつては、正常な予算審議ができないからである。そのため 1909（宣統元）年から、一斉に各省に清理財政局が置かれ、各省のあらゆる収支項目に対して調査が行われた。これにより、

²⁾外銷についての詳細は、岩井茂樹（2004）氏の研究を参照のこと。

清朝の「正規」財政部分は一気に膨脹し、本来非正規な部分である外銷は一応消滅した。本論では各省の外銷と清理財政の問題には立ち入れないが、度支部金銀庫の収支を分析することによって、京師の各衙門で発生していた外銷に相当する不正規な「自籌」財政の問題がどのように整理されたのかについては、ある程度明らかにすることができるであろう。京師各衙門の不正規な「自籌」財政も、一連の清理財政改革の中で「正規」財政部分に取り込もうとする動きが出てくるが、それはどのような過程で進められたのであろうか。

次に、戸部銀庫が度支部金銀庫に改められるまでの経過を、簡単に説明しておこう。戸部には戸部三庫と称せられる銀庫・緞疋庫・顔料庫が存在した。（『清史稿』, vol. 89, p. 3277）。中でも主要貨幣である銀錢を保管する銀庫が主要な位置を占めたことはいまでもない。三庫の管理は滿・漢1人ずつの管理三庫大臣が任命され、任期を3年と定められ、その任にあっていた。このように、戸部とは別個の機関として財貨の管理を行っていた三庫であるが、清末の1902（光緒28）年には管理三庫大臣の制度が廃止され、戸部の直接管理に帰した。

一方、戸部そのものは1907（光緒33）年に改編される。1907年とはすなわち、清朝が預備立憲のために上諭を発し、載澤らに中央の官制改革案を作成させた翌年である（『立憲檔案』上冊, pp. 43-44;p. 385）。旧来の中央の部院をどのように改編するか、どのような官庁を新設するかという草案が作成されたが、戸部も財政部に改編するという案が提示された（『東方雜誌臨時増刊』1906/12）。それまであった財政処を併合し、戸部を財政部にし、戸部のほとんどの業務を引き継がせるが、戸口の調査や保息などの業務は民政部に、度量衡は農工商部に、戸部現審処が扱ってきた八旗戸口田房の訴訟は法部に移管することが計画された。さらに「財政部官制」草案に列挙されている財政部の業務を見ると、各省の田賦・関税・権課・漕倉・公債・貨幣・銀行・会計・経理となっている（『東方雜誌臨時増刊』1906/12）。戸部の役割と異なる点としては、銀行や公債の業務を管轄する事が明確にされていることがあげられる。

この中央官庁全般にわたる官制改革案は、肝心の近代内閣制の導入が見送られるなど、その大半が骨抜きになってしまったが、戸部についてはその後、基本的に草案の示した方向性で改編が行われた。ただし、名称は財政部ではなく度支部とし、草案が戸部の十四清吏司を田賦司・主税司・典権司・漕倉司・貨幣司・庫藏司・度支司・俸餉司・国債司・会計司の十司に改編するのに対し、その部内構成はだいぶ異なっている。1907（光緒33）年3月に定まった度支部の部内構成は二庁、十司（田賦、軍餉、漕倉、税課、筭権、通阜、庫藏、廉俸、制用、會計司）、一处、一庫である。各庁・司には郎中3名、員外郎4-6名、主事2, 3名が置かれた。戸部の直接管理に帰していた庫は金銀庫と称し、郎中1名、員外郎4名、主事2名が置かれた（『申報』1907/5/9）。

II 光緒新政開始時期以降から光緒末年までの戸部銀庫の収支状況

次に度支部金銀庫の収支の分析に入る。清初から光緒年間末期までの戸部銀庫の貯銀については、既に触れた岸本美緒氏の研究がかなりの程度明らかにしている(岸本美緒, 1997)。氏によると、順治末年、戸部銀庫には16万両ほどの貯銀しかなかったが、康熙末年には800万両、雍正年間には緊縮財政の結果6,000万両にまで至った。その後、乾隆年間に8,000万両を越えた貯銀は、嘉慶白蓮教の乱を経て減少し、太平天国時期には一旦涸渇状態となる。1861(咸豊11)年には7万両あまりしかなかったが、1882(光緒8)年には、なんと700万両までもちなおし、光緒末年頃には、おおよそ500万両程度で推移していたという。

ここで更に詳しく光緒末年頃の戸部銀庫の収支状況を分析することにしたい。1902(光緒28)年以降、戸部は毎月、戸部銀庫の収支状況を上奏して報告することになった³⁾。この報告を年ごとにまとめたものが『部庫出入款目表』(年度によって名称は若干異なる)として印刷して配布されたらしく、1903(光緒29)年から1908(光緒34)年のものが確認できる。これらの『部庫出入款目表』によって、光緒新政開始時期以降から光緒末年までの戸部銀庫の収支をまとめたものが、表1である。

前年繰越	5,378,122
1903年収入	14,225,676
1903年支出	15,417,544
繰越	4,186,254
1904年収入	12,915,186
1904年支出	13,518,709
繰越	3,582,723
1905年収入	15,962,259
1905年支出	14,777,400
繰越	4,767,583
1906年収入	17,344,061
1906年支出	17,045,029
繰越	5,066,615
1907年収入	16,076,821
1907年支出	15,347,679
繰越	5,795,758
1908年収入	16,502,019
1908年支出	18,047,513
次年繰越	4,250,264

『光緒二十九年部庫進出款表』・『光緒三十年部庫入款表』・『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』に依拠して作成。

³⁾ 「光緒28年4月に臣部は諭旨を欽遵して三庫を接管して以来、あらゆる銀庫の収支款目は、均しく以前の章程に照らして月ごとに核明し、単を作成して具奏することになった。」「1907(光緒33)年8月清單」『政治官報』, vol. 1-2, 光 33/10/6。

収入と支出の規模がそれぞれおよそ 1300～1800 万両前後であるのに対して、繰越の規模が 500 万両程度では、貯蓄としての役割はほとんど果たしていないといえる。収入のいずれの項目かの送金に支障をきたせば、たちまち銀両の涸渇という事態に見舞われかねない。そのような状況下では、特定の重要な支出項目のための財源を確保するのが難しいと見たのか、上記の通常会計ともいべき部分とは別の項目を設けて銀両を処理する方法がとられるようになっていた。これらの『部庫出入款目表』には「另款」や「另存」と記された、いわゆる別会計部分であるが、それがどのような項目で、どの程度の銀両を有していたかをまとめたのが表 2-1～2-6 である。

	前年繰越	収入	支出	次年繰越
正陽門工程項下	60,000	254,480	314,480	0
倉場輕費項下	32,518	0	0	32,518
順天府備荒項下	30,000	156,564	70,646	115,918
備迎賓館崇文門項下	264,609	299,081	0	563,690

『光緒二十九年部庫進出款表』に依拠して作成。

		前年繰越	収入	支出	次年繰越
専款	練兵処専款項下	0	2,392,730	2,613,129	220,399
另款	順天府備荒項下	—	—	—	107,504
另存	備荒經費銀元 (折合庫平)	—	—	—	27,174
	倉場輕費項下	—	—	—	0
	備迎賓館崇文門項下	—	—	—	0
	正陽門工程項下	—	—	—	0

『光緒三十年部庫入款表』に依拠して作成。

		前年繰越	収入	支出	次年繰越
另存	練兵經費*2	0	3,669,422	3,270,399	399,023
	土膏統捐	0	300,000	62,566	237,424
	備荒經費	107,504 *127,174	106,891	11,537	202,858 *127,174
另款	造幣廠銅元余利	—	—	—	57,110
	奉賑捐款	—	—	—	37,151
	新增飯銀	—	—	—	5,238
	刑部贓罰	—	—	—	538

『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』に依拠して作成。

*1 銀元折合庫平 *2 表 2-2 の練兵処専款と連続性は認められない新項目。

另存		前年繰越	収入	支出	次年繰越
	練兵経費		399,023	4,372,266	3,250,000
土膏統捐		237,424	1,800,000	1,645,574	391,860
備荒経費		202,858 * ¹ 27,174	98,470	50,000 * ¹ 27,174	48,470 * ² 202,858
奉賑捐款		37,151	132,725	0	169,876
造幣廠銅元余利		57,110	223,850	0	280,960
另款	頤和園工程扣存二成銀	—	—	—	41,360
	專備鼓鑄銀元	—	—	—	6,065,720
	考察政治大臣経費回繳	—	—	—	1,252
	財政処移交 (由部提撥發商生息)	—	—	—	1,000,000
	財政処移交 (通商銀行成本繳還)	—	—	—	* ³ 800,000
	財政処移交 (生息款項支用余存)	—	—	—	* ⁴ 120,414
	刑部贓罰	—	—	—	538

『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』に依拠して作成。

*¹銀元折合庫平 *²銀行にて利息運用 *³規平銀 *⁴京平銀

另存		前年繰越	収入	支出	次年繰越
	練兵経費		1,521,288	4,725,841	3,812,994
土膏統捐		391,860	4,725,249	1,239,830	3,877,278
備荒経費		48,470 * ¹ 202,858	102,114	275,328	78,114
奉賑捐款		169,876	50,480	199,194	21,162
造幣廠銅元余利		280,960	69,048	280,960	69,048
頤和園工程扣存		41,360	47,000	75,200	13,160
鑄幣專款		6,065,720	1,100,000	3,000,000	³ 3,065,720 * ¹ 1,100,000
另款	財政処移交 (由部提撥發商生息)	—	—	—	1,000,000
	財政処移交 (通商銀行成本繳還)	—	—	—	* ² 800,000
	財政処移交 (生息款項支用余存)	—	—	—	* ³ 120,414
	蘆保鐵路官款息銀	—	—	—	271,236
	刑部贓罰	—	—	—	538

『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』に依拠して作成。*¹銀行にて利息運用 *²規平銀 *³京平銀

另存		前年繰越	収入	支出	次年繰越
	練兵経費		2,434,136	3,619,029	4,703,000
土膏統捐		3,877,278	3,651,794	2,366,458	5,162,614
備荒経費		78,114	87,754	50,000	115,868
鑄幣專款		³ 3,065,720 * ¹ 1,100,000	0	0	³ 3,065,720 * ¹ 1,100,000
銀行官息余利		0	300,000	217,642	82,358
造幣廠銅元余利		69,048	35,082	0	14,130
頤和園工程扣存		13,160	70,030	27,730	55,460
奉賑捐款		21,162	35,535	0	56,697
另款	財政処移交 (由部提撥發商生息)	—	—	—	1,000,000
	財政処移交 (通商銀行成本繳還)	—	—	—	* ² 800,000
	財政処移交 (生息款項支用余存)	—	—	—	* ³ 120,414

『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』に依拠して作成。*¹銀行にて利息運用 *²規平銀 *³京平銀

まず、各項目についてであるが、1903（光緒29）年時点では、「専款」・「另款」・「另存」という項目に分けられているものの、1908（光緒34）年には「另款」と「另存」の2項目に分類されるようになった。分類の基準は流動的であり、「另款」に分類されていたものが、ある年から「另存」に入れられるようなこともある（頤和園工程扣存や鑄幣専款など）。『部庫出入款目表』においては、「另款」には四柱表がなく、収支の様子がわからない。「另存」には四柱表があるものの、収支の細目が記されているのは練兵経費・土膏統捐・備荒経費のみである。

このような、別会計で銀両を取り置いておく方法そのものは、19世紀以前にも散発的に行われていた可能性はある。ただし、別会計の規模、項目の複雑化は1906（光緒32）年の預備立憲開始時期あたりから急速に進んだものと見て、まず間違いない。別会計の規模も、1903（光緒29）年では全体を合わせても数十万両程度であったものが、1908（光緒34）年には1,300万両近くにもなり、通常会計の3倍近い規模を有するようになる。この別会計部分は、宣統年間にさらに複雑化し、拡大していくが、それについては、次節で詳しく触れる。

ここで少し、通常会計の状態の話に戻る。収支の額と繰越を比較すると、戸部銀庫は貯蓄の役割を果たしておらず、清朝の財政力の低下を示してはいる。しかし、かなりの程度の収入も確保しているところを見ると、戸部銀庫の貯蓄が心許なくなった原因は、支出の増大にあったといえよう。太平天国以後、さらには義和団の乱以降、清朝は、地丁正項を基本とする収入でまかなえるという想定を、はるかに超える支出を強いられた。軍隊の近代化、近代産業の振興のための費用に加えて、賠償金支払い、清朝財政全体の支出規模を数倍に膨れあがらせた。これに対応するために、中央は本来戸部があずかり知らぬはずの外銷からの送金を指示し始める（羅玉東，1936，pp193-229；pp480-485）。外銷を構成する新税収部分の中でも、比較的初期に導入された釐金などは、その徴収額が固定化してくると中央の方でも送金指示が容易となり、外銷の正項化とでもいうべき現象が進行する。このようにして、何とか増加する支出に対応しようと努力し、戸部は銀庫に500万両程度の銀両を確保していたのである。

もう1つ、この時期に戸部を悩ませていた支出項目について触れておこう。上述の『光緒二十九年部庫進出款表』の数字は、『東方雑誌』においても公表された（『東方雑誌』1905/5）。続けて『東方雑誌』は論説において、この1903（光緒29）年の戸部銀庫収支における内務府の浪費を厳しく批判した（『東方雑誌』1905/8）。銀庫から京師各衙門に支出される額は、1年を通して2万両を超えることはないのに、内務府撥款は23万両。その他の内務府関連部門の撥款を合わせると43万両に上り、賞賜品の約63,700両を加えると49万両程度になるという。1700（康熙39）年の上諭に見られる内務府が扱う宮中経費は1ヶ月に五六百両で、その他の賞賜品の費用を加えても1,000両を越えることはなかったが（年間12,000両未満）、1903（光緒29）年には康熙年間の41倍になっているというのである。これは

物価の上昇を加味しても問題がある浪費として指摘されている。

またその後、1903（光緒29）年と1908（光緒34）年の『部庫出入款目表』の支出内訳を比較してみても、内務府経費や賞賜品の費用は、増えることはあっても減ることはなかったようだ。支出の大項目である「祭祀」・「上供」・「恩賞」・「俸銀」・「餉乾」・「経費」・「工程」・「銀行」・「採辦」・「撥支」のうち、顕著な増加が見られたのは、「祭祀」・「恩賞」・「経費」・「撥支」である。新政の経費が多く含まれている「経費」が、5年間で倍程度増加したのはやむを得ないことであつたろう。「撥支」は、銀両の不足している省などに、銀庫から送金する協餉分であるが、これは5年間で約5倍の伸びを見せている。銀庫を介した各省間の財政調整機能を回復しようという方向性は、比較的強く打ち出されていると見てよい。しかし、「祭祀」と「恩賞」でさらに8倍から9倍近い増加が見られたのは、注目に値する。

さらに『東方雑誌』で指摘されている興味深い点は、頤和園の工事費用・調度品の購入費用と、土薬税の関係についてである。頤和園の工事費用・調度品の購入費は、総計で約122万両に及び、銀庫総支出の約10分の1を占めている。実は頤和園関連の支出はこれだけにとどまらず、土薬税の大半も頤和園修理費用に充てられていた。土薬とは、輸入阿片の洋薬に対する国産阿片のことであり、土薬税はそれにかけられた流通税である。元来は釐金の一種であったが、光緒年間には百貨釐金から独立した項目として扱われるようになっていた⁴⁾。各省で徴収される土薬税は年間120万両程度で、戸部がその2割（26万両）を取り、あとの8割は頤和園修理費用に充てられていたというのである。しかもこの土薬税は、『部庫出入款目表』には戸部の取り分である約26万両のみが記され、直接頤和園の修理費用に充てられた100万両近い部分は計上されていない。ともかく、全支出に占める宮中経費の大きさは看過しがたいものがあつた。西太后が海軍建設費を頤和園造営に流用し、北洋海軍の経費を流用し、日清戦争の勝敗に少なからぬ影響を与えたという話はよく知られている。しかし、日清戦争後、更に義和団の乱のような危機にさらされた直後にも、『部庫出入款目表』に計上されたものと、されていないものを合わせて、頤和園の造営に200万両以上を投じていた。これは輿論による露骨な批判を浴びても仕方のないものであろう。光緒新政時期の戸部銀庫への送金強制力は、ある程度銀両保有量を増やしようところまで強化されていたが、宮廷経費のために、結局500万両程度の残高を維持するのが精一杯というところであつたのである。

⁴⁾土薬税については、清朝の阿片政策や地方における流通課税の観点から、導入時の状況を明らかにした研究や（目黒克彦，1995；新村容子，1993；1996），新政との関わりを詳細に論じた研究（劉増合，2005）も発表されている。後で触れる土薬統税とは、土薬税を統税方式で徴収するようになったものである。

Ⅲ 度支部金銀庫の収支

1) 度支部金銀庫の通常会計収支

それでは、いよいよ 1907（光緒 33）年 8 月以降の度支部金銀庫の貯銀の分析に入ろう。1902（光緒 28）年以後、戸部が毎月清単を作成して上奏することになっていたことは既に述べた。この清単そのものは、光緒 33 年 7 月以前の分は確認することが出来ないが、同年 8 月以後の分は、『政治官報』および『内閣官報』に掲載されている。それをもとにして度支部金銀庫収支をまとめたものが表 3 である。清単には本来、銀両以外にも金両、銀元、銀幣、銅元が記されているが、額が比較的少額であるため、ここでは銀両のみを抽出した。

	単位 庫平銀両			
	繰越	収入	支出	繰越
1907（光緒 33）年 8 月	6,575,659	812,063	1,833,609	5,554,113
9 月	5,554,113	1,428,776	1,287,626	5,695,263
10 月	5,695,263	—	—	—
11 月	—	—	—	6,341,670
12 月	6,341,670	2,025,276	2,571,188	5,795,758
1908（光緒 34）年 1 月	5,795,758	280,633	626,430	5,449,962
2 月	5,449,962	668,129	1,607,778	4,510,312
3 月	4,510,312	—	—	3,629,658
4 月	3,629,658	1,781,345	1,291,252	4,119,751
5 月	4,119,751	—	—	5,118,886
6 月	5,118,886	1,649,989	1,122,994	5,645,882
7 月	5,645,882	—	—	5,499,703
8 月	5,499,703	1,898,351	1,638,271	5,759,783
9 月	5,759,783	2,089,675	1,084,310	6,765,148
10 月	6,765,148	1,341,960	1,589,466	6,517,641
11 月	6,517,641	—	—	5,978,903
12 月	5,978,903	1,165,408	2,894,047	4,250,264
1909（宣統元）年 1 月	4,250,264	316,128	313,244	4,253,148
2 月	4,253,148	—	—	2,610,917
閏 2 月	2,610,917	1,189,544	1,495,389	2,305,071
3 月	2,305,071	1,494,907	1,141,456	2,658,523
4 月	2,658,523	—	—	3,150,782
5 月	3,150,782	1,415,090	1,411,246	3,154,626
6 月	3,154,626	1,717,541	1,845,624	3,026,544
7 月	3,026,544	2,156,971	1,733,553	3,449,962
8 月	3,449,962	1,601,436	1,808,593	3,242,805
9 月	3,242,805	1,292,385	2,705,296	1,829,894
10 月	1,829,894	—	—	1,789,853
11 月	1,789,853	1,307,740	1,155,431	1,942,162
12 月	1,942,162	2,701,348	2,432,176	2,211,334
1910（宣統 2）年 1 月	2,211,334	438,569	371,406	2,278,497
2 月	2,278,497	—	—	1,147,190
3 月	1,147,190	1,617,763	1,567,584	1,197,369
4 月	1,197,369	1,273,580	1,176,661	1,294,288
5 月	1,294,288	1,877,471	1,404,448	1,767,311
6 月	1,767,311	1,160,689	1,262,229	1,665,771

7月	1,665,771	—	—	1,713,286
8月	1,713,286	1,260,434	1,562,880	1,410,840
9月	1,412,840	586,935	1,423,816	575,959
10月	575,959	—	—	—
11月	—	—	—	—
12月	—	—	—	—
1911（宣統3）年1月	—	—	—	1,557,511
2月	1,557,511	1,060,993	2,056,499	562,005
3月	562,005	—	—	—
4月	—	—	—	1,086,015
5月	1,086,015	1,654,082	2,166,618	573,479
6月	573,479	628,221	878,761	322,939
閏6月	322,939	—	—	1,702,610
7月	1,702,610	1,154,926	1,151,089	1,706,446

* 清單で数字を確認できない部分には「—」を記した。表4以下も同様。

表3によると、1907（光緒33）年から1908（光緒34）年前半にかけては、451万両から580万両の銀両があったことが確認される。その後、1908（光緒34）年末から宣統年間にかけて激減し、最末期には数十万両程度の銀両しか残っていなかったことがわかる。全ての月の収支細目が手元にあるわけではないので、なぜこのような減少が起こってしまったのかを、完全に説明することはできないが、この時期に新政・預備立憲の進行が関係していたことは間違いない。『部庫出入款目表』によると、1907（光緒33）年から1908（光緒34）年にかけては、支出の「経費」項目が1,276,881両から2,188,040両へと突然の増加を見せる。この増加部分のほとんどは、新政によって創設された機関の経費である。また、同じく支出項目の「工程」も1907（光緒33）年から1908（光緒34）年にかけて1,069,531両から2,483,836両へと突然に倍増する。これは新設された衙門の建設費や、民政部の行った土木工事の費用が増えたことによる。また、各省における自治推進の経費、もしくは諮議局開設による議員俸給の支出増により、起解部分を、京餉よりも協餉や現地での支出にまわさなければならなくなったという原因も考えられる。実際に、協餉の額が増加傾向にあったことは、前節でも見たとおりである。さらに官庁・官員を新設すると同時に、旧来の官庁は整理・撤廃しなければならないのに、その作業は遅々として進まず、支出はかさむばかりであった状況も指摘されている⁵⁾。

それでは次に、通常会計以外の別会計部分の状況がどのようになっていったかを分析したいが、その前に、金銀庫における銀両の保有形態の変化についての考察を行いたい。こ

⁵⁾たとえば、『申報』1909年12月4日の「評事」には、以下のような記述が見られる。

「近日の度支部の財政は、苦しい状況にある。苦しい状況になったのは、新政によって新しい官員を添設し、費用もかさんだからである。しかし、添設してただちに京師各衙門の冗員を整理し、各省の局所を裁減すれば、無駄な費用が節約できるのである。しかし何故、裁併して国用の裕ゆたかなるところが見えず、添設して経済的困難ばかりが生じるのか。」

の時期には、銀両の保有形態にも大きな変化が生じており、その問題を扱わないわけにはいかない。

2) 金融機関への貯蓄

清初から戸部銀庫は、現銀を集積・保管していたことが知られている（岸本美緒，1997）。戸部が現銀の籌解に固執したのは、京師の市場の銀貴を防ぐためであった。しかし、咸豊年間以後になると、京餉を為替で送金する事例が現れはじめた（張国輝，1989）。ただ、このような措置も、その都度上奏して裁可を得て行われたものであり、京餉のうちのどの程度の割合が為替送金で行われたか定かではない。

ともかく京餉が為替で送られてきた場合、京師で現銀化すれば、市場の混乱をまねく恐れがある。そのために採用されたと思われる措置が、為替で送られてくる京餉を、各地の銀行に留めて利息運用することである。例えば、1907（光緒33）年8月の繰越残銀5,554,113両のうち175万両は銀行に預けられ、「生息（利息運用）」が行われていた。その内訳は、「京師銀行」45万両、「上海銀行」40万両、「漢口銀行」70万両、「済南銀行」20万両であった（「1907年8月清単」『政治官報』，vol. 1-2，光33/10/6）。史料中にみられる文字通りの「京師銀行」や「上海銀行」という名称の銀行は存在しないため、これは戸部銀行の本行および各分行のことを指しているものと思われる。戸部銀行は、中央銀行設立の必要性から管理財政処により1904（光緒30）年に創設が奏請され、翌年に開業した。その資本金は公称400万両であったが、当初発行予定の400万株には応募者があられず、官側が折半して負担するとされた200万両のうち、戸部がわずかに50万両（50万株）負担したに過ぎなかった。その後徐々に官株、民間株も増加し始め、戸部が度支部に改編されるとともに度支部銀行に改称し、1908（光緒34）年に大清銀行へと改組された頃には、資本金1,000万両に達していたという（宮本忠雄，1941，p31）。

この中央銀行設立の第1の目的は、幣制の統一であり、発行する紙幣に信用を持たせるために、税収を銀行に預け入れようとした。また同時に、現銀を京師に送らせることなく度支部が京餉を受領するには、やはり中央銀行の存在は欠かせないものになりつつあったのである。1907（光緒33）年8月時点で、単純に差し引きして度支部銀庫の保有の銀は175万両が銀行に預け入れられ、残りの約385万両が現銀として銀庫内に残されていたことになる。

それでは前節で触れた「另存」・「另款」と銀行貯蓄の関係はどうなっているのだろうか。1908（光緒34）年（表2-6）を例にとると、「另款」は全て金融機関において利息運用されている。「另存」の方は、比較的収支が頻繁に行われる項目であり、銀行にて利息運用を行っているのが確認できるのは、鑄幣專款の1,100,000両のみであるが、額としては比較的大きい。また、従来為替で受け取っても、清單などには「兌収」や「發商生息」と明記せずに、現銀と区別せずに現銀として扱っている項目などもある。そのため、宣統年間におい

ては、度支部金銀庫が保有する銀両のうち、数百万両程度が既に現銀ではなく、銀行に貯蓄されていたと考えられる。このように銀両の保有形態においても、度支部銀庫は戸部銀庫時代から大きく変化しつつあった。

3) 1909（宣統元）年以降の通常会計の減少と別会計部分の状況

度支部銀庫は、ここまで見てきたように光緒新政以後、通常会計で500万両前後の銀両を保有し続けていたが、1908（光緒34）年末から1909（宣統元）年にかけて急速に銀両が減少しはじめた（表3）。度支部金銀庫は、毎年夏季に残高的に余裕がある状態になり、秋季から冬季にかけて支出が増えるサイクルを繰り返していたようである。1908（光緒34）年9月に度支部金銀庫の銀両は677万両近くにまで増えるが、その後急速に減少する。詳細な支出項目が明記されていないため、どのような要因が働いていたかはわからないが、11月から12月にかけて5,978,903両から4,250,264両にまで減少する。ただ年末に250万両前後の支出があるということは珍しいことではないが、前年に比べて12月期の収入はかなり落ち込んでいるため、結果として貯銀が減少してしまったようだ。さらに翌年の1909（宣統元）年に入ってから、2月に何らかの二三百萬兩程度の大きな支出があり、年末に至るまで銀両残高は183万兩～345万兩の水準に落ち込む。

次の銀兩減少の波が起こるのは、翌年の1910（宣統2）年の2月以降である。これ以降、銀兩は百数十萬兩となり、さらに秋季の9月には575,959兩を残すのみとなる。1911（宣統3）年閏6月には何とか工面して100萬兩以上の銀兩を用意した形跡が見られるが、同年6月には32萬兩という、かなり危機的ともいえる数字になっている。当然、銀行で利息運用にまわされていた銀兩も取り崩されている。銀兩減少が見られ始めた1909（宣統元）年閏2月でも「京師銀行」694,288兩、「上海銀行」30萬兩、「漢口銀行」30萬兩、「太原銀行」10萬兩で合計約139萬兩はあったのだが（「1909年閏2月清單」『政治官報』, vol. 20, 宣1/4/13）、翌3月から急速に取り崩しが進められ、6月には京師銀行に22萬兩を残すのみとなる（「1909年6月清單」『政治官報』, vol. 24, 宣1/8/8）。

それでは、「另存」と「另款」の別会計部分はどのような状態であったのだろうか。ここで1つ、史料的な点で気をつけなければならないのは、『部庫出入款目表』の「另存」と「另款」の分類は、毎月の清單では「寄存」と「另存」という分類になっているということである。両者の細目から判断するに、『部庫出入款目表』で「另款」とされているものが「另存」とほぼ一致する。また「寄存」は、土藥統稅（土藥統捐）を主体に構成され、表2-1から2-6の「另存」とほぼ一致するが、かなり錯綜している。表4は、1907（光緒33）年8月の清單にある另存各項をまとめたものであるが、『部庫出入款目表』では、上の「湖南等省解到備荒經費」から「京漢鐵路蘆保一段官款」までが「另存」に含まれ、「接收財政處移交」の3項目が「另款」と区分されていた。以下では、『政治官報』所載の清單の分類法に基づいて分析を行うが、そこに見られる「另存」には、合計で500萬兩程度の銀兩があった。

表4 1907（光緒33）年8月另存各項		單位	用途
湖南等省解到備荒經費	44,000	庫平銀	京師銀行生息
部庫兌収專備奉賑捐款	205,717	庫平銀	移駐東省軍隊加餉
造幣總廠銅元余利	280,960	庫平銀	移駐東省軍隊加餉
專備鼓鑄銀元	3,065,720	庫平銀	—
頤和園工程等項扣存折合	63,920	庫平銀	既に支出
京漢鐵路蘆保一段官款	271,236	庫平息銀	—
接收財政処移交由部提撥發商生息	1,000,000	庫平銀	—
接收財政処移交通商銀行存本繳還	800,000	規平銀	—
接收財政処移交生息款項支用余存	120,414	京平銀	—
（合計）	5,180,956	（各平混合）	

「度支部奏核明銀庫本年八月収支各款照章開報摺」（『政治官報』, vol. 1-2, 光33/10/6）にもとづいて作成。

しかし、「另存」も宣統年間以後、漸次減少していく。「另存」で比較的大きな額を占めていたのは、銀元鼓鑄のための銀両と財政処から移管されて「生息」している銀両であった（表4）。財政処から移管された銀は、1907（光緒33）年10月から11月の間に大半が取り崩され、12月には120,414両を残すのみとなっている（「1907年9月清單」『政治官報』, vol. 2, 光33/11/5; 「1907年12月清單」『政治官報』, vol. 5, 光34/2/6）。銀元鼓鑄の銀両は、1908（光緒34）年3月に取り崩されている（「1908年2月清單」『政治官報』, vol. 6, 光34/3/25; 「1908年4月清單」『政治官報』, vol. 9, 光34/6/5）。名目通り銀元鑄造のために使用されたものと思われるが、その余利が度支部金銀庫に還流した形跡は見られない。余利は何らかの支出に優先的に割り当てられていた可能性がある。各項目が漸次減少を続けた後、1911（宣統3）年7月には另存の各項は表5のようになり、総額も1,247,577両と、1907（光緒33）年時期の4分の1程度になっていた。

表5 1911（宣統3）年7月另存各項	單位：庫平銀兩	用途
順天府備荒經費	184,348	大清銀行生息
部庫兌収奉賑捐款	4,492	—
部庫兌収皖賑捐款	3,490	—
頤和園工程等項扣存折合	55,460	—
銀行余利	384,605	大清銀行生息
提撥鼓鑄銀幣專款	615,182	—
（合計）	1,247,577	

「度支部奏核明銀庫本年七月収支各款照章開報摺」（『政治官報』, vol. 50, 宣3/9/9）にもとづいて作成。

宣統年間に入ってから、度支部金銀庫の通常会計部分と「另存」は、1907・1908（光緒33・34）年にかけて激減していったわけであるが、「寄存」はどのような状態であったのだろうか。単に総額だけでいうと、「寄存」は前二者とは逆に増大していくが、その構成内容は更に複雑化していく。

「寄存」内訳を、各年の初めと終わりの月の数字のみ抽出して、貯銀量とその大まかな

増減傾向を表したものが表 6-1～6-5 である。まずは 1907（光緒 33）年 7 月と 12 月の「寄存」内訳と額を見てみよう（表 6-1）。

	7 月	12 月
練兵経費専款	910,828	2,434,136
土薬統税専款	2,842,951	3,877,278

『政治官報』, vol. 1-2, 5 所載の清單にもとづいて作成。6 月以前については、データが存在しないため、7 月分の数字を掲載した。

『政治官報』所載の清單にある、1907（光緒 33）年の寄存の項目は、練兵経費専款と土薬統税専款の 2 つしかない。しかし両者とも、右肩上がりにかかなりの額を蓄積していたことが分かる。

土薬税の扱いは、戸部銀庫・度支部金銀庫においては、いささか特殊な扱いがなされていた。戸部銀庫に送られる京餉の財源は、本来は地丁銀と関税であったものが、光緒年間には釐金と塩釐も財源に加えられる（『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』京餉）。これは、釐金と塩釐の事実上の正項化ともいべき現象であるが、土薬税・土薬統税は、戸部銀庫の収入項目の中でも、決して「京餉」などに繰り入れられて、他の財源と入り交じることはなく、特別扱いがなされた。土薬税・土薬統税を財源とする戸部銀庫・度支部向けの送金は、収入項目の中でも「京餉」と並んで「土薬税」という別項目として処理された。これは、土薬税・土薬統税を、戸部・度支部が、他の財源よりも更に直接的に掌握して、囲い込んでおくための措置であると考えられる。

さらに土薬税は、1903（光緒 29）年の例で見たように、8 割が戸部の手にも渡らぬうちに頤和園修築の費用にまわされるなど、戸部よりも内廷の強いコントロール下におかれていた。土薬税が、その後どの程度、帳簿外のところで頤和園修築の費用などに天引きされたかはわからないが、内廷は地方から直接に確保できる規模の大きい収入として期待していたと考えられる。その後、土薬税収入を処理するために、1905（光緒 31）年から「另存」内に別項目が設けられる。一部が通常会計の「土薬税」項目に入れられ、一部が「另存」の土薬統捐の項目下に入れられるようになる。後者の数字は表 2-3 から 2-6 を参照されたいが、通常会計の「土薬税」収入は表 7 にまとめておいた。

1903（光緒 29）年	266,128
1904（光緒 30）年	274,276
1905（光緒 31）年	348,803
1906（光緒 32）年	830,098
1907（光緒 33）年	220,752
1908（光緒 34）年	163,004

各年の『部庫出入款目表』に依拠して作成

「另存」に新たな項目が設けられた 1905（光緒 31）年を見てみると、通常会計の方に割り振られたのが 348,803 両で、「另存」の方が 300,000 両であり、ほぼ同額である。ところが 1906（光緒 32）年以降、「另存」の方に割り振られた土薬統税は 180 万両、翌年は約 473 万両と、通常会計と比べて桁違いに増えていった。土薬統税は、1908（光緒 34）年以降も金銀庫を潤し続け、度支部金銀庫は、1909（宣統元）年末に至って 800 万両を超える銀両を蓄えることになる（表 6-2・6-3）。銀行貯蓄についても、1909（宣統元）年 12 月には土薬統税専款の約 809 万両のうち 107 万両が 大清銀行で利息運用されていた。土薬統税専款は数百万両の収入があるのに対して、支出は京旗陸軍の軍餉に年間 100 万両以上の支出がなされることもあるが、それ以外は民政部巡警経費や禁烟公所などの経費に数万から大きくても数十万の支出がある程度で、ほとんどは貯蓄され、最も大量の銀両を有する項目となった。通常会計の銀両が激減していく中では、土薬統税専款などで、かなりの程度の現銀を保有しておかなければ、度支部金銀庫は、自転車操業的な収支業務すら維持していくのは困難であったと考えられる。

表 6-2 1908（光緒 34）年 1 月と 12 月の寄存各項 単位：庫平銀両

	1 月	12 月
練兵経費専款	2,584,136	1,350,165
土薬統税専款	4,077,278	5,162,614

『政治官報』, vol. 5, 17 所載の清單にもとづいて作成。

表 6-3 1909（宣統元）年 1 月・12 月の寄存各項 単位：庫平銀両

	1 月	12 月
練兵経費専款	1,680,165	204,689
土薬統税専款	5,761,314	8,089,498
塩斤加価専款		192,326
禁衛軍餉専款		225,800
海軍経費専款		0
崇陵工程専款		389,234
農工商部移交 原存生息款項		200,000 *1150,000
陸軍部移交款項		2,643,914
外務部移交款項		44,464
民政部移交款項		6,250

『政治官報』, vol. 18, 30 所載の清單にもとづいて作成。農工商部移交原存生息款項は 5 月、陸軍部移交款項・外務部移交款項は 6 月、崇陵工程専款・民政部移交款項は 9 月、海軍経費専款は 10 月に新設された項目。^{*1} 規平銀。

	1 月	9 月
練兵經費專款	274,689	135,488
土藥統稅專款	8,091,513	7,461,649
塩斤加価專款	234,990	1,057,801
加収田房契稅專款		172,695
禁衛軍餉專款	225,800	81,000
海軍經費專款	400,000	312,099
崇陵工程專款	519,234	81,916
軍諮処經費專款		390,899
農工商部移交 原存生息款項	100,000 * ¹ 150,000	100,000 * ¹ 150,000
陸軍部移交款項	2,643,914	2,266,568
外務部移交款項	45,087	33,942
民政部移交款項	12,500	5,000

『政治官報』, vol. 30, 39 所載の清單にもとづいて作成。10 月から 12 月までのデータが欠けており、年末の数字は不明なため、9 月分を掲載した。加収田房契稅專款は 6 月、軍諮処經費專款は 3 月に新設された項目。*¹ 規平銀。

	1 月	7 月
練兵經費專款	191,701	61,642
土藥統稅專款	6,610,165	7,019,062
塩斤加価專款	486,327	320,490
加収田房契稅專款	45,428	202,618
禁衛軍餉專款	0	313,000
海軍經費專款	380,000	758,773
崇陵工程專款	320,835	183,039
軍諮処經費專款	319,899	350,935
提撥在京各衙門款項		80,652

『政治官報』, vol. 44, 『内閣官報』, vol. 50 所載の清單にもとづいて作成。7 月までのデータしか現存していないため、年末の数字のかわりに、7 月分を掲載した。提撥在京各衙門款項は、5 月に新設された項目。

しかし土藥統稅の収入も、禁煙の奨励にともない、いずれ減少することが目に見えていた。1910 (宣統2) 年以後に土藥統稅專款が漸減していくのは、そのような状況を反映していた。

他に特定の稅收を基盤とした專款として、1909 (宣統元) 年 4 月から塩斤加価專款、1910 (宣統2) 年 6 月から加収田房契稅專款の項目が設けられたのは、土藥統稅減少を見越した措置と思われるが⁶⁾、結果として土藥統稅專款ほど大きな収入は得られなかった。

続いて特定の支出のために設けられた專款というものも、寄存の中に現れた。すなわち禁衛軍餉專款、海軍經費專款、崇陵工程專款、軍諮処經費專款である。更に 1909 (宣統元) 年に開始された清理財政にともない、他の中央官庁が別個に「自籌」していた非正規な財政部分も度支部の管理に帰すこととなり、「移交款項」として農工商部移交原存生息款項、陸軍部移交款項、外務部移交款項、民政部移交款項といったものが寄存の中に繰り入れら

れた。この京師各衙門の会計の「移交」は、預備立憲にともなうて、議会による予算審議の必要性がでてきたことに端を発する動きである。予算審議のために、度支部は予算冊を作成しなければならなくなる。予算冊を作成するためには、清理財政を行い、度支部も正項として正確に把握していない財政部分を調査する必要が生じた。清理財政は、1908（光緒34）年から計画が練られ、1909（宣統元）年から清理財政処・清理財政局が設置され、具体的な調査が行われることになる。まず度支部が当初示した清理財政の6つの方針では、各省のあらゆる収支を調査・報告させることともに、京師各衙門に対しては、独自に運用している各財政項目を度支部に移管するか、「自収自用」のままにしつつも度支部に報知し核銷してコントロールする案が示されていた（『申報』、電文、1909/1/12）。その後、各省の外銷項目と収支額は清理財政局によって報告され、正項との境を取り払われていくが、京師衙門の外銷に相当する「自籌」部分は、どうなったのであろうか。1908（光緒34）年末から1909（宣統元）年初めにかけて制定された清理財政章程および清理財政処辦事章程には、具体的な京師各衙門が自籌している款目を、具体的にどのように扱うかということは定められていない。しかし1909（宣統元）年5月から農工商部の款項を接收したのに続き、度支部金銀庫は陸軍部、外務部、民政部の会計を吸収していく（表6-3）。しかし、これらの項目の全ての銀両が直ちに度支部金銀庫に移送されたのではなく、銀行において利息運用中のものから移管したものの、現銀の一部はもとの衙門に残された部分があったようだ。例えば移交款項の中でも飛び抜けて大きな額を有する陸軍部移交款項は、1909（宣統元）年6月に移管され、その額は2,868,321両であったが、その内の1,977,721両は銀行にて利息運用中で、60万両が陸軍部に残されたままであったので、度支部に移された現銀は29万両程度であったようだ。全ての現銀を陸軍部から接收し終えるのは同年8月のことである。また1909（宣統元）年以降に成立した衙門については、移交款項ではなく、最初から「寄存」の中に専款を設けられた（海軍や軍諮処など）。

しかし、移交款項にある衙門を見ても分かるように、全ての京師の衙門が度支部金銀庫に独自の会計を移管したわけではなかった。そこで度支部は、1910（宣統2）年末に上奏を行い、あらゆる京師衙門の自籌する会計を接收することにした。

「度支部は前に清理財政辦法の一摺を奏して、在京各衙門の款項は統一して部庫より収発することを請いました。准^{きよか}を奉じて臣部は直ちに各衙門と咨文でうち合わせ、既に収入した各款をどのように接收するかということについて辦法を擬定し、返答をもらって核

9) 「電度支部が奏するに禁烟の實行により収税は必ず減少する。東西各国償款は、まさに民政部に担当させて塩斤項下より攤派し、そこで各々義務をつくす必要がある。請うらくは飭して各省に電咨し、7月より一律に4文を加価せんことを。計算するに毎年約500万両を得ることができただろうが、半分を部庫におく解り、半分を産鹽の各省に帰して新政を舉行せしむべきである。その辦理して努力不足、あるいは旧課の短絀により該省協餉内にて先行して扣抵するものがあれば厳しく弾劾すべきである。」『申報』1908/7/7。

辦することとしました。その後、各衙門が辦法を擬定し続々と返答を度支部に寄せてきました。現在は1911（宣統3）年予算を試辦するときで、既に予算案は出来上がっています。あらゆる各衙門の款項は、まさに前に奏した暫行辦法に照らして、統一して部庫（度支部金銀庫）より収発し、もって将来国庫独立の基礎をなすべきであります。臣等は共同して検討し、1911（宣統3）年正月初1日より各省・関の報解する在京衙門の款を一律に部庫に送らせるように改め、同時に各衙門に咨文で報告し査覈するようにします。そして度支部より部庫が受領した銀数と日付を各衙門に通知し、随時に印文を出具し、部に赴いて支領するようにします。（中略）各衙門が京師にて直接徴収する額の小さな雑款は各衙門より收支数目を月ごとに単を作成して度支部に咨文にて報告するようにします。」（『申報』「京署款項將由部庫收撥」、1910/12/9）

これにより移交款項の扱いも、1911（宣統3）年から変わることになる。農工商部、陸軍部、外務部、民政部とそれぞれ別個に扱われていた項目が、「各衙門移文及各省関改解部庫款項」に統一された。さらにこの項目の銀両を示したのが表7であるが、この中には実に多くの衙門の経費が統合されていた。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	閏6月	7月
2,128,824	2,297,683	—	2,681,710	2,617,573	2,753,817	2,285,096	2,850,868

『政治官報』, vol. 44 から『内閣官報』, vol. 50 所載の清單にもとづいて作成。

この項目に吸収されたのは、外務部、陸軍部、農工商部、民政部の項目以外に、翰林院庶吉士経費、給事中飯食、内閣飯食、内務府経費、欽天監生息、理藩部飯食、都察院公費等項、倉場辦公等項、前軍機処飯食、学部大学堂経費、法務部罰金、法律学堂経費、法部飯食等項、前吏部飯食、鑾輿衛租項、歩軍統領衙門経費、陸軍二四鎮餉、順天府辦公の項目と実に多種にわたった。これらの「自籌」会計は、従来奏報されていなかった飯銀から、学部大学堂経費のように毎年奏報して「自籌」することが認められていたものまで様々であった（「学部奏光緒三十四年分收支各款数目摺」『政治官報』, vol. 29, 宣2/1/16; 「学部奏宣統二年分收支各款数目摺」『政治官報』, vol. 44, 宣3/4/14）。

このようにして統一がはかれた京師衙門の「自籌」会計ではあるが、直ちに完全な1つの会計の中に融解してしまうには、更なる時間を要したようである。1911（宣統3）年5月から「寄存」の下に設けられた「提撥在京各衙門款項」は、そのような各衙門の会計が融合することの難しさを示している（表6-5）。「提撥在京各衙門款項」では、本来融合したはずの「各衙門移文及各省関改解部庫款項」から収入に余裕のある項目の銀両をストックしておき、支出をまかなえない衙門に撥補を行った。「提撥在京各衙門款項」を設置した最初の月には、部庫の正項からも8万両ほど繰り入れて補った。つまり、「各衙門移文及各省関改解部庫款項」として吸収・統一した各収入項目も、一旦「提撥在京各衙門款項」の中

に入れてからでなければ、他の衙門の支出に振り向けることができなかつたということである。なぜこのような複雑な処理をしなければならなかつたのか、理由は2つ考えられる。

「各衙門移文及各省関改解部庫款項」に吸収されたとはいっても、それぞれの収入項目を本来有していた衙門が、その収入項目に対して既得権を主張したため、更に「提撥在京各衙門款項」に吸い上げることによって取り上げなければならなかつた可能性があるということである。もう1つは、各衙門から現銀の収容が完了しておらず、「各衙門移文及各省関改解部庫款項」は帳簿上で統合しているのみで、各衙門間で銀両を融通するためには、改めて「提撥」を行わなければならなかつたということである。その際に改めて行われる「提撥」の動きが、「提撥在京各衙門款項」という会計項目で記録されるというわけである。残念ながら、どちらの事情で、このような複雑な処理を行っていたのか、史料から確定することはできなかつた。ともかくも、複雑な処理を行っているにせよ、度支部金銀庫に京師各衙門の会計を、帳簿上であれ統一するという本来の目的は果たせたといえよう。しかし統一は果たせたものの、各衙門の支出に支障が生じれば、度支部が責任をもって撥補しなければならぬわけである。通常会計に余裕の無くなっている度支部としては、京師各衙門の会計を取り込んで、新たな支出義務を抱えたくないというのが本音であったと考えられるが、実際にそのような不安はすぐに現実のものとなった。

1911(宣統3)年5月の『申報』所載の、度支部が内務府の撥款要求に応えられないと弱音を漏らした上奏の内容を見ると、この時期、金銀庫の銀両は、各項専款を除けば十数万両に過ぎなかつたという⁷⁾。しかも、各衙門の経費にまわす銀両が不足していたので、銀行から新たに40万両借り受けることによってしのいだという。それ以前に、度支部は銀行などから約90万両を借りて不足を補っていたというから、1911(宣統3)年の夏季には通常会計の残高よりも、借金の方が多かつたということになる。このように度支部は京師各衙門の「自籌」する会計を統合したはいいが、その支出の不足を撥補するのに苦しむというリスクを抱え込んでしまったのである。このようなリスクの問題は、同様の非正規財政と位置づけられる外銷の正規財政への取り込みを考える上でも、考慮に入れなければならない。

おわりに

最後に、本論で考察した度支部金銀庫の貯銀量および保有形態について整理してみたい。まず光緒末年までの貯銀量は、500万両前後で推移していたということがわかる。義和団

⁷⁾『申報』「部庫祇存十数万両」1911/5/19。記事において、度支部金銀庫には十数万両しかないと記されているが、表3によると1911(宣統3)年4・5月には、まだ50万両から100万両程度の銀両が残っていたはずであり、数字が合わない。『申報』の記事に誇張があるのか、虧空により清單の額よりも少ない銀両しか残っていなかつたかのどちらかであろう。

の乱後の危機に直面して、ある程度小康状態を保っていたわけではあるが、それも歳入・歳出規模と比較すると、決して安定していたとはいえない。また、各省に省財政を切り崩させるほどの送金を強要しはじめていた時期と重なるが、それらの送金も度支部金銀庫の貯銀を増加させるまでには至っていなかったことがわかる。ところが宣統元年以後、この小康状態は一気に崩れはじめ、武昌蜂起直前には既に事実上貯銀が尽きているところまで弱体化していたということが、本論では明らかになった。このような事態が発生した理由については、時期的に見て戦乱や賠償金の問題と直接の関係は考えにくい。太平天国後から光緒末年にかけて、単純な右肩下がりでのような危機を迎えたと考えるには無理があり、宣統年間に新たに発生した危機発生要因をあらためて個別に考慮する必要性がでてこよう。本論では、問題の所在を探ることに重点をおき、その要因については十分に明かにしえなかったが、時期的に重なる光緒末期から宣統年間までに推進された預備立憲の諸改革が、財政危機と関わっていたという推論を提示することは可能であろう。この時期、財源強化のために始めた新政や議会制の導入も、税の増収や新たな税収項目を得るところまでの成果は挙げておらず、逆に新官制導入や議会設置などのために相当な経費を費やしていた。しかしこのような問題は、議会制の導入、新官制の施行、清理財政改革の進展などの各点に軸足をおいて、個別に詳細に取り扱う必要があり、また稿を改めて論じたい。

(どい ともり・広島大学大学院文学研究科研究支援員)

【参考文献】

(史料)

崑岡『欽定大清会典事例』光緒 25 年刻本，新文豊出版公司，1976 年。(『会典事例』と略記)

『光緒二十九年部庫進出款表』。(光緒 29 年の『部庫出入款目表』と略記)

『光緒三十年部庫出入各款表』。(光緒 30 年の『部庫出入款目表』と略記)

『光緒三十一年至三十四年部庫出入款目表』(『部庫出入款目表』と略記)

趙爾巽等撰『清史稿』第 12 冊 (中華書局，1976-1977 年)。

『申報』64 号～115 号，上海書店影印本，1983-1987 年。

故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』(上・下)中華書局，1979 年。(『立憲檔案』と略記)

『政治官報』1～47 冊，『内閣官報』48～53 冊，文海出版社，1965 年。(各月の度支部金銀庫収支の清單については「1907 (光緒 33) 年 8 月清單」というように略記)

『東方雜誌』1 卷 1 号 (1904 年)～8 卷 9 号 (1911 年)，商務印書館 1971 年影印本。

臨時台湾旧慣調査会『臨時台湾旧慣調査会第一部報告 清国行政法』第 6 卷，東洋印刷，1915 年。

(『清国行政法』と略記)

(論文・著書)

- 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会，2004年。
- 何烈『清咸，同時期的財政』中華叢書，国立編訳館中華叢書編審委員会（台北），1981年。
- 岸本美緒「清代戸部銀庫黄冊について」(『清代中国の物価と経済変動』研文出版，1997年)。
- 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会，1994年。
- 魏光奇「清代後期中央集権財政体制的瓦解」『近代史研究』1，1986年。
- 趙学軍「清末の財政清理」『戊戌維新與清末新政』北京大学出版社，1998年。
- 張国輝『晚清錢莊和票号研究』中華書局，1989年。
- 張神根「清末国家財政，地方財政劃分評析」『史学月刊』1，1996年。
- 陳鋒「清代中央財政与地方財政的調整」『歴史研究』5，1997年。
- 新村容子「中国アヘンをめぐる政策論争 — 署貴州巡撫李用清のアヘン生産禁止論を中心に—」『東洋史研究』51-4，1993年。
- 新村容子「清朝政府のアヘン輸入代替政策とアヘン貿易」『東洋学報』78-2，1996年。
- 彭雨新「清末中央与各省財政關係」『社会科学雜誌』9-1，1947年。
- 宮本忠雄『支那銀行制度論』巖松堂書店，1941年。
- 目黒克彦「土薬課徴の在り方とその実状 — 徐州土薬の課徴を中心に—」『東北大学東洋史論集』6，1995年。
- 羅玉東『中国釐金史』商務書印館，1936年。
- 劉克祥「太平天国後清政府の財政“整頓”和搜刮政策」『中国社会科学院經濟研究所集刊』3，1981年。
- 劉增合『阿片稅収与清末新政』三聯書店，2005年。
- 梁義群「清末新政与財政」『歴史档案』1，1990年。